



金沢市公報

号外第5号の4

平成22年(2010年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
● 条 例	
○ 金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例 例	2 (医療保険課)
○ 金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (税 務 課)	1

条 例

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市条例第24号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例(昭和25年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第35条の3第2項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第3項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第35条の6の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第35条の4第2項中「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額」を「給与所得以外の所得に係る所得割額(同条第4項に規定する場合にあっては、同項の規定により読み替えて適用される同条第2項本文の規定によって特別徴収の方法によって徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額)」に改める。

第35条の7第5項中「第2条第12号の7の5」を「第2条第12号の7の7」に改める。

附則第19条中「第15条第2項、第13項、第28項、第29項、第33項、第36項、第37項、第39項、第40項、第42項から第45項まで、第47項、第49項から第55項まで若しくは第57項」を「第15条第1項、第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項」に改める。

附則第21条の4の3第1項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第3号、第3項及び第5項第3号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第6項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則第21条の4の4第1項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第21条の4の3第1項から第3項まで、第5項及び第6項並びに第21条の4の4第1項の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の金沢市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民

税については、なお従前の例による。

- 2 平成22年度分の個人の市民税についての新条例第35条の3第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条第2項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があるとき」とする。
- 3 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成21年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市条例第25号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第26条の6中「470,000円」を「500,000円」に改める。

第26条の6の10中「120,000円」を「130,000円」に改める。

第30条第1項中「となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合」を「となり、介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合」に、「増加し、又は」を「増加し、若しくは」に改め、「場合を除く。」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を加え、「となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日」を「となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日」に改める。

第31条第1項中「470,000円」を「500,000円」に改め、同条第5項中「470,000円」を「500,000円」に、「120,000円」を「130,000円」に改め、同条第6項中「470,000円」を「500,000円」に改める。

第31条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等の特例）

第31条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第22条第1項及び前条第1項第1号の規定の適用については、第22条第1項中「の額（）」とあるのは「の額（第30条第1項に規定する特例対象被保険者等の市民税の所得割の課税標準である総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額として計算した場合における市民税の所得割の額に相当する額。」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、）」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。

第32条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る届出）

第32条の2 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由

- 2 前項の規定による届出は、特例対象被保険者等の雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証をいう。）を提示して行わなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市国民健康保険条例の規定は、平成22年度分からの保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

平成22年(2010年)3月31日 印刷
平成22年(2010年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)